

令和3年度プレミアム付事業再開・帰還促進券 (プレミアム付ひろの商品券)販売のご案内(就労者向)

○事業実施期間・・・令和3年度～令和5年度予定

○事業の目的

東日本大震災及び福島第1原子力発電所の事故から、10年が経過し、町内への帰還者数はおおよそ9割となりました。福島県事業再開・帰還促進事業の1つであるプレミアム付事業再開・帰還促進券の販売事業については、帰還へ向けてのきっかけ、町内事業者での需要喚起の支援を目的としております。

○販売期間

- ・令和3年7月17日(土)～令和3年12月28日(火)
- ・7月17日(土)・18日(日)のみ広野町中央体育館特設会場にて販売

○ご利用期間

令和3年7月17日(土)～令和4年1月16日(日)

○価格及びプレミアム率

1セット10,000円(15,000円分)で販売(最大6セット購入可能)

○購入資格

法人設置届している広野町内の事業所において、令和3年4月1日から令和3年6月30日までの間就労している方(7月以降に就労された方は対象外)

○購入方法

・事業所が町ホームページより「就労証明書」をダウンロードし月単位で取りまとめ申請してください。後日、「本人確認証」を事業所あてに送付いたします。

なお、購入する場合は購入者が原則ですが、購入困難な場合、代理人の方が購入できます。その際、その都度、委任状(任意様式)と商品券購入者の『本人確認証』と代理の方の『本人確認証』(無い場合は身分証明証)の提示が必要です。

○購入先

- ・広野町商工会窓口にて
 - ・販売時間：9時～16時まで
- ※土、日曜日、祝祭日の販売は、7月17日(土)と18日(日)のみとなります。

○商品券を利用できる取扱店・・・広野町内109店で利用できます。

○商品券の利用について

商品券を利用する際は、町から発行します『本人確認証』の提示が必要となりますので、忘れずにお持ちください。

○商品券の利用対象にならないもの

- ・出資や債務の支払い(税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など)
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・金券、商品券(ビール券等)、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

※詳細は、広野町商工会または広野町産業振興課へお問い合わせください。

広野町商工会 ℡0240-27-2311 広野町産業振興課 ℡0240-27-4163

※お買い求めいただいた商品券は必ず有効期間内にご利用ください。

裏面に続く

※商品券の購入と利用の流れ

就労している方

- 1、町から事業所へ『本人確認証』が届く
- 2、商品券購入の際は、広野町商工会に買いに行く
- 3、『本人確認証』と「身分証明証（運転免許証や健康保険証等）」を提示し、商品券を購入
- 4、商品券の表紙に購入者名を記入する
- 5、取り扱い店舗に買い物に行く
- 6、商品、サービスの購入をする
- 7、『本人確認証』をお店に提示し、本人確認をする。
- 8、商品券で支払う（※おつりは出ません）

※代理の場合は、委任状（任意様式）と購入者及び代理できた方の『本人確認証』（無い場合は「身分証書」）が必要